



NO.178

(平成25年7月1日発行)
島根県保護司会連合会

〈島根更生保護データ〉

保護司総数 491人

保護観察事件 173件

生活環境の調整事件 259件
(25.6.1現在)

おかえり。

つぐなう、とは

その後の人生をきちんと生きぬくこと。

犯罪や非行をにくむのと同じように、

あやまちを悔いる人を受け入れられるかどうか。

立ち直りへの決意と、それを支える社会。

ともに試されるのが、更生保護の取り組みです。

犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ

社会を明るくする運動

社会を明るくする運動



「社会を明るくする運動」 へのご協力を

松江保護観察所所長

中 村 明 英

毎年7月は、“社会を明るくする運動”の強調月間です。この運動は、すべての国民が、犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない明るい社会を築こうとする全国的な運動で、年間を通じて行われる運動ですが、毎年7月を強調月間としています。

近年犯罪が深刻な脅威として社会の重大な関心事となっていますが、その一因として、都市化に伴い近隣住民の人間関係が希薄化し、犯罪や非行を抑止する地域のチカラが減退していること、犯罪や非行をした人たちの再犯が増加していることが指摘されています。

そのため、本年の第63回“社会を明るくする

運動”の行動目標を

- 1 犯罪や非行をした人たちの立ち直りを支えよう
- 2 犯罪や非行に陥らないよう地域社会で支えよう
- 3 これらの点について、地域社会の理解と協力の輪を広げよう

と定め、重点事項として「立ち直りを支える取組についての協力の拡大」「就労・住居等の生活基盤づくりにつながる取組の推進」とし、関係機関・団体が連携を強化して、地域に根ざした、誰もが参加出来る幅広い犯罪予防活動を目指しています。

地域住民の皆様には、この運動に多くの皆様に参加していただきたく、また、内閣府が主唱する「青少年の非行・被害防止全国強調月間」の活動とあわせ、県内各地域において様々な活動が実施され、犯罪や非行のない明るい社会が実現されることを願っています。

第63回

**“社会を明るくする運動”
実施要綱****～犯罪や非行を防止し、
立ち直りを支える地域のチカラ～**

(島根県推進委員会)

すべての国民が、犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない地域社会を築くため、“社会を明るくする運動”～犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ～として、次の活動を推進する。

1 強調月間

7月を“社会を明るくする運動”～犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ～強調月間とする。

2 行動目標・重点事項**(1)行動目標**

- ①犯罪や非行をした人たちの立ち直りを支えよう
- ②犯罪や非行に陥らないよう地域社会で支えよう
- ③これらの点について、地域社会の理解と協力の輪を広げよう。

(2)重点事項

「立ち直りを支える取組についての協力の拡大」

「就労・住居等の生活基盤づくりにつながる取組の推進」

3 組 織

この運動は、島根県及び市町村等を単位とする“社会を明るくする運動”推進委員会により推進する。

4 島根県推進委員会の行事予定

- ①街頭啓発活動として、7月1日に“社会を

明るくする運動”にふさわしい事業を実施し、広報活動を行う。

- ②内閣府の主唱する「青少年の非行・被害防止全国強調月間」の各事業と連携して、本運動の効果をより高めるよう働きかける。
- ③ミニ集会を中心とした住民集会等の開催、地域に密着した青少年の健全育成や非行防止活動などの地域活動への積極的参画を呼びかける。
- ④学校、教育委員会その他の教育機関・団体との連携強化に努める。
- ⑤中央推進委員会が行う作文コンテスト等の事業に積極的に協力する。
- ⑥ポスター、リーフレット、黄色い羽根等の広報資材、資料の作成、斡旋、配付等を行う。
- ⑦広報ビデオ貸出を行う。
- ⑧新聞、テレビ等による啓発活動のほか、自治体等が発行する広報紙等への掲載を依頼する。
- ⑨松江刑務所矯正展での広報を行う。
- ⑩“社会を明るくする運動”協力者（民間協力者）の顕彰を行う。

第63回“社会を明るくする運動”島根県推進委員会開催

第63回“社会を明るくする運動”県推進委員会（委員長・溝口善兵衛知事）が5月21日、松江保護観察所で開催されました。出席者約50人が安心安全な地域社会の実現に向けて協議したほか、最近の犯罪や非行の状況についての報告もありました。また、同委員会の協議では、街頭広報活動や作文コンテストなど、今年の事業計画が確認されました。同委員会は行政機関、経済団体、民間企業など、67の団体で構成されています。

第63回 “社会を明るくする運動” 作文コンテスト 島根県実施要綱

◆趣 旨

本作文コンテストは、“社会を明るくする運動”中央推進委員会が次代を担う全国の小・中学生の皆さんに、日常の家庭生活、学校生活の中で、体験したことをもとに、犯罪や非行などに関して考えたことや感じたことを作文に書くことを通じて、本運動に対する理解を深めてもらうことを目的として実施しています。

島根県推進委員会においても、この趣旨にのっとり、本コンテストを実施します。

◆応募状況

		小学校 応募作品数	中学校 応募作品数
島根県	平成24年度	547	379
全 国	平成24年度	102,034	147,518

◆主 催

“社会を明るくする運動”島根県推進委員会

◆応募案内

“社会を明るくする運動”の趣旨を踏まえ、島根県の小・中学生の皆さんが日常の家庭生活、学校生活の中で体験したことをもとに、犯罪や非行に関して考えたことや感じたことなどを題材とした作文を募集します。

400字詰め原稿用紙3～5枚程度、未発表のもので、学校名、学年、氏名（ふりがな）を明記してください。

◆応募先等

“社会を明るくする運動”各地区推進委員会へ送付してください。

応募された作品は各地区推進委員会によって選考され、島根県推進委員会に推薦された作品について、同委員会において審査の上、入賞作品を決定します。（応募作品は原則として返却しません。）

・最優秀賞（小学生・中学生各1名）
島根県推進委員会委員長賞

・優秀賞
島根県保護司会連合会長賞（小学生・中学生各1名）
更生保護法人島根保護観察協会理事長賞（小学生・中学生各1名）

島根県更生保護女性連盟会長賞（小学生・中学生各2名）
島根県BBS連盟会長賞（小学生・中学生各2名）
山陰中央新報社賞（小学生・中学生各2名）

また、入賞作品の中から小学生の部・中学生の部の各3点以内を選考した上で、同中央推進委員会（法務省）に推薦します。

各賞については、島根県保護司会連合会が発行する機関紙「島根更生保護」や後援の山陰中央新報社などにおいても発表されます。各賞の表彰式は、各地区保護司会が当該学校の協力を得て、適宜の方法で行うものとします。

なお、応募者全員に記念品を、また入賞者には表彰状と図書カード等を贈呈します。

最寄の応募先が不明の場合には、下記までお問い合わせください。

島根県推進委員会事務局

〒690-0841 松江市向島町134番10 松江地方合同庁舎6階 松江保護観察所企画調整課内
TEL 0852-21-3767 FAX 0852-32-2471

島根更生保護会が全面改築される

現在地に建設された新しい島根更生保護会は平成25年4月10日に竣工式が、5月17日に落成式・祝賀会が行われました。建物構造は鉄筋コンクリート造り2階建て、収容定員男子20名（1室1人）、1階は事務室、集会室、面談室、食堂・談話室、厨房、高齢者・身体障がい者用居室、宿直室など、2階の居室は快適性（エアコン・扇風機・テレビ・学習台他）が保たれ談話コーナー、図書室、静養所、洗濯・乾燥室他

バリアフリー化も考慮され多くの特徴的事項があり、又周辺の整備や地域（住民）との融和・調和に配慮した有機的な施設です。入所した人達に有効に活用され、一日も早く自立更生のために役立つことが期待されます。



食堂

居室

受章者

更生保護功勞による
叙勲・褒章（敬称略）

瑞宝双光章 井上明男（出雲）
藍綬褒章 和田良一（大田）
藍綬褒章 是津輝和（隠岐）



叙勲に想う「支え合う心、 これからも。」

井上明男

この度、平成25年“春の叙勲”の栄により、図らずも榮譽ある瑞宝双光章に浴しました。この榮譽は、ひとえに松江保護観察所の皆様や関係機関の方々をはじめ、保護司会や地域の皆様方の心温かいご指導ご高配の賜と深く感謝し、厚く御礼を申し上げます。

先の5月10日に、法務省にて法務大臣より伝達を受けて、引続き皇居の豊明殿において天皇陛下の拝謁とともに「お言葉」を賜り、感激の極みでございました。

私は、保護司に携わってから、諸先輩達がしっかりとした更生保護事業を築いておられる中で、

多くの人達と関わって来ました。

そこで感じたことは、人と人との真に心を通わせるために、誠実さと忍耐と愛情を積み重ねることが重要であり、そして、携わる人達との日々の活動と体験を共有し、将来へ繋げていく必要性があると感じました。

心に沁みる「お言葉」が去来します。保護司の仕事をしてきて本当によかった。そして、人それぞれが生かされ、心豊かな社会づくりに努力していくことの使命感で一杯であります。

この榮譽を心に刻み、地域の皆様の為に、自分が出来得る社会奉仕に努めたいと思います。そして一層、精進を致す所存でございますので、今後とも、ご指導ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。



受賞を期に

和田良一

観察所からの突然の褒章受章内定の知らせに、ややうろたえ同時になぜ私が？と自問いたしました。昭和62年初任からとりたてて何をしたということでもなく、只、いたずらに年月が過ぎただけでございます。5月16日、妻と共に法務省伝達式、引き続き皇居にて天皇陛下

に拝謁、お言葉を賜り感激の極みでございました。

初任当時は、「保護司はこうもり」と言われ、保護司であることを他人に知られてはならない、対象者の来訪を見られてはならない、夜のみ行動せよという時代でした。

この度の受賞を期にもう一度「保護司とは」を見つめなおし、平成31年（定年）まであと僅かですが任務を全う致したく思っておりますので皆様のご指導、ご鞭撻の程宜しくお願い申し上げます。



藍綬褒章の重み

是津輝和

去る5月16日に、法務省で行われた春の褒章伝達式に、妻と共に参列致しました。身に余る「藍綬褒章」を、谷垣法務大臣から伝達を受けたのち皇居に参内、天皇陛下に拝謁する栄を賜りました。

陛下の温かいお言葉を頂き、御姿を目近で拝謁

いたしまして、心中熱きものが込みあげ、不覚にも目頭が熱くなりました。

この度の受賞は、偏に更生保護事業関係各位、とりわけ隠岐地区保護司会の先輩諸兄並びに、松江保護観察所の方々の、ご指導ご鞭撻のおかげだと、深く感謝を申し上げます。今までの不徳を自省しつつ、賜った「藍綬褒章」の重みを胸に刻んで、今まで以上に更生保護事業の進展に精進する決意であります。

県保連だより

平成25年5月22日に平成25年度第1回島根県保護司会連合会理事会を開催し、平成24年度事業結果及び収支決算報告、平成25年度収支予算の補正について提案し、承認されました。

また、役員改正を行い次の方が承認されました。

会長 坂本圭祥（留任）
副会長 神一紀道（新任）
副会長 是津輝和（新任）
常務理事 近藤佳郎（新任）
常務理事 和田良一（新任）
監事 井下慈海（留任）
監事 揖野光範（留任）

協会の動き

平成25年5月22日に平成25年度第1回島根保護観察協会理事会・評議員会が開催され、平成24年度事業結果及び収支決算報告があり承認されました。

また、役員改正が行われ次の方が承認されました。

理事長 古瀬誠（新任）
副理事長 宇津徹男（留任）
副理事長 坂本圭祥（留任）
副理事長 佐目葆（新任）
常務理事 川島昇（新任）
監事 松原紀子（留任）
監事 揖野光範（新任）

小学校唱歌

『春の小川』によせて

大田地区 木 村 昌 晴

私、昭和33年生まれです。『この歳になっても』と言うより、『この歳になったせい』昔、学校で習った文部省唱歌をよく口ずさみます。私の中にある四季折々の『日本』の風景や文化に対するイメージは、生まれ育った島根の情景と唱歌で形づくられたような気がします。

「春の小川」は大正元年、尋常小学校唱歌第四学年用として発表され、その後、国民学校令施行規則で、五年生から文語文を教えることとなったため、昭和17年に、続いて昭和22年に詞が改変されました。高野辰之作詞と言われるこの詞は次のとおりです。

一番 春の小川はさらさら流る 岸のすみれやれんげの花に にほひめでたく色うつくしく 咲けよ咲けよとささやく如く

視点

焦点

二番 春の小川はさらさら流る 蝦やめだかや小鮒の群れに 今日も一日ひなたに出て 遊べ遊べとささやく如く
(三番割愛) 昭和17年の改変

で三番は削除されました。

私が小学生の時に憶えたのは、昭和22年に改変された次の詞です。一番 春の小川はさらさら行くよ 岸のすみれやれんげの花に すがたやさしく色うつくしく 咲けよ咲けよとささやきながら (二番割愛) この違いはいかがでしょうか。原詞では、さらさらという小川の音を優しいささやきの如く聞いていたのは『私』でした。改変分では、川の流れはささやくものであって、『如く』に込められた作者の思いが歪められているような気がします。どうしても良いようなことですが、『ささやく如く』と歌いたい、それが、この歌によせる私の思いです。

地区だより

県西部の保護司を定年まで

益田地区 元保護司 兼 子 哲 彦 (元理事・研修部長)

●活動・生活の圏域

平成16年度に益田と鹿足保護司会が合併し益田地区保護司会は定員66名の県内で一番広い地域となりました。

私の居住地は、国道9号線を西へ10kmで、人口5,000人足らずの西益田地域です。生涯この地に住み、珠算塾経営と病院勤務で、地域との関わりは青年団・PTA・自治会等々でした。昭和45年に保護司退任の補充で委嘱されました。

以後、昨年11月の任期満了まで32年間保護司を務め、理事・研修部長も経験し平成19年秋の叙勲で瑞宝双光章を受賞しました。

●任務と研修

法律等の改正等も有り研修は極めて重要

で、年に4回定期研修でその内2回を中間地点の西益田で開催しています。又施設視察研修は合併で広い地域からバス運行に色々苦慮しました。又、ケース担当では本人が行方不明になり報告出来ず右往左往したが、再犯し不明期間が加算収容されました。

保護司の定年は75歳ですが、任期中の退任は無く任期満了の昨年11月で76歳でした。※退任記念に保護司連盟より懐中時計を戴く。

●益田地区保護司OB会の結成を

退任者の絆で保護司会を陰から支援するOB会を結成準備中。他地区の様子を乞う御教授いただきたい。

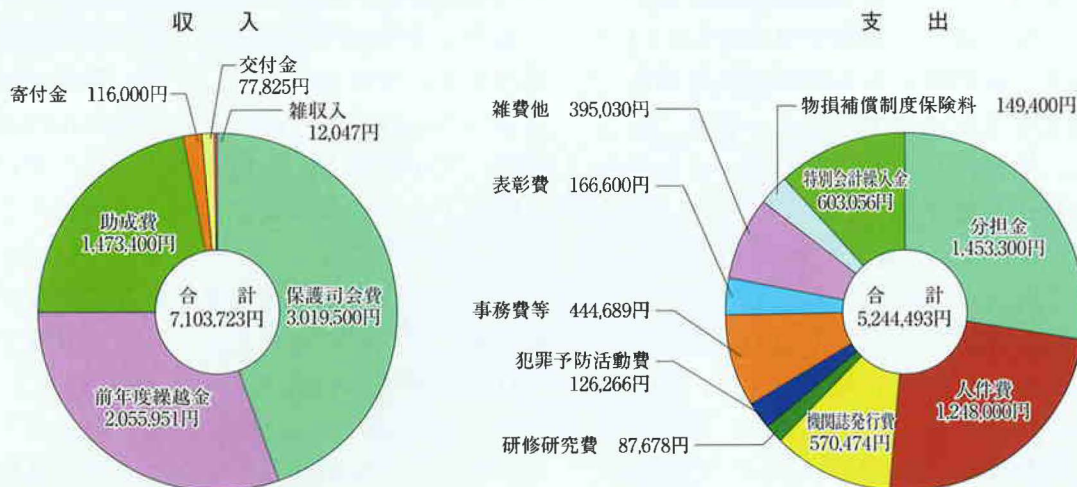
平成24年度収支決算について

島根県保護司会連合会

平成24年度島根県保護司会連合会の収支決算は、下図のとおりで、収入は、保護司会費が総額の42.5%、助成金が20.7%となっています。

支出の部は、約51.5%が分担金・人件費等です。事業費としては、10.9%が機関紙発行費で、年4回発行し、関係機関団体等に配布して更生保護事業の浸透を図っています。

また、物品費等については、極力節減を図り予算の効率的な執行に努めました。



サポートセンターの開設について

島根県のサポートセンター設置は平成23年度に松江地区、平成24年度に出雲地区が開設され、平成25年度に益田地区と雲南地区にサポートセンターが開設されます。

■雲南地区

雲南更生保護サポートセンター

〒690-2404 雲南市三刀屋町三刀屋119番地
TEL (FAX) 0854-45-5850

■益田地区

更生保護益田サポートセンター

〒698-0036 益田市須子町3-1益田市立総合福祉センター 2F団体事務所内
TEL (FAX) 0856-23-6666

敬 弔

下記の方がご逝去されました。ご功績を偲び謹んで哀悼の意を表します。

元保護司 原 量 純 (大社) (平成25年3月31日死亡)
元保護司 宮 崎 敏 良 (松江) (平成25年4月10日死亡)
元保護司 渡 邊 周 二 (浜田) (平成25年4月12日死亡)
元保護司 荒 川 勲 (松江) (平成25年4月23日死亡)
保護司 丸 山 稔 (浜田) (平成25年5月13日死亡)

ご支援ありがとうございました

(島根保護観察協会)

敬称略

匿名 10,000円
井上明男 50,000円

保護司の異動

〔退任保護司〕

1名 (平成25年4月2日付)
井上民子 (浜田)

12名 (平成25年5月31日付)

新宮晴美 (松江)	福森直 (浜田)
来海正和 (出雲)	濱崎延枝 (松江)
岸幸子 (出雲)	福原将夫 (松江)
木村崇 (出雲)	米原邦夫 (安来)
川上誠 (出雲)	岡本代 (浜田)
川角義信 (邑智)	野上美登 (浜田)

〔新任保護司〕

7名 (平成25年6月1日付)

板根政廣 (松江)	福田緑 (出雲)
葉田茂美 (安来)	吉田明弘 (出雲)
川上雅文 (出雲)	尾原裕子 (邑智)
日下晴雄 (出雲)	

(表紙写真説明)

「おかえり。」には、「あやまちから立ち直ろうとする決意を、偏見を持たずに受け入れてほしい」という思いが込められており、ボディコピーは、作文コンテスト受賞作をもとに作成されています。

編集後記

機関誌「更生保護」は4月号から写真などを出来るだけカラー化し、見やすくすると共に出来るだけ活字を大きくするように心がけていきます。